

市第45号議案 横浜市市税条例の一部改正

新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額措置を適用する期限を延長するため、横浜市市税条例を改正します。

税目・改正項目		改正案の内容								
都市計画税	減額措置の延長	<p>○ 新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額措置の延長 [市税条例附則第13条の3の4]</p> <p>地球温暖化対策にさらに実効性を持たせるために、本市が独自に平成25年度から導入した新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額措置が、令和2年1月1日で適用の期限を迎えます。</p> <p>引き続き、一定の省エネ性能を有し環境負荷を低減した新築省エネ住宅の普及を促進させるため、減額措置の適用期限を令和3年度末まで延長します。</p> <p>*省エネ住宅：建物の外壁や窓等の断熱性能に関する基準や冷暖房設備等の省エネルギー化の基準を満たす、一定の省エネ性能を有する住宅。具体的には、国が定める「断熱等性能等級4」又は「建築物エネルギー消費性能基準」に適合する住宅。</p> <p>【新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産(家屋)</th> <th>減額内容</th> <th>減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅等</td> <td rowspan="2">都市計画税を1/2減額</td> <td>新築後3年度分</td> </tr> <tr> <td>マンション等</td> <td>新築後5年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】 令和4年3月31日までに新築された省エネ住宅</p>	対象資産(家屋)	減額内容	減額期間	戸建住宅等	都市計画税を1/2減額	新築後3年度分	マンション等	新築後5年度分
		対象資産(家屋)	減額内容	減額期間						
戸建住宅等	都市計画税を1/2減額	新築後3年度分								
マンション等		新築後5年度分								